

発 明 文 化 論

〈第 38 回〉

丸山 亮

情報の流出と公共

秘匿されていた公的な情報がインターネットを通じて流出する事件が相次いだ。尖閣諸島近海で中国漁船と海上保安庁の巡視船が衝突する場面の収めたビデオの映像。これは本来海上保安庁が管理する情報だったが、海上保安官の個人的な漏洩行為で外部化されてしまった。関与した保安官と上司は、それで処分を受けている。警視庁が集めた個人情報を含む国際テロ関連の情報もインターネットに流出し、イスラム教徒ら捜査協力者の安全が脅かされる深刻な影響が及んだ。これは流出ルートが突き止められていないので、どうしてそのような事態に至ったかは依然不明のままだが、警視庁は流出を謝罪した。極め付きは、ウィキリークスによる数十万件に及ぶ外交文書の公開だろう。これは内部告発者が漏洩に関与したことが分かっており、意に反して公開された外交当局者に衝撃を与えた。そしてウィキリークスに対する反発も強い。

これらに共通するのは、いずれも公的な機関が保持していた情報で、秘匿に程度の差こそあれ、本来公開を前提にしていなかったものが流出した点だろう。デジタルによる複製が容易になり、世界中でインターネットの情報が共有できる時代らしいが、今後も同様な流出は続くと思われる。

知る人の少ない情報は、それだけ値打ちがある。人より早くニュースを知っていれば、そのことを誇れるだろうし、利殖に生かすなど、財産的な価値もある。通信社として今日世界的な情報網を確立しているロイターの出発点は、内戦の帰趨をいち早くつかんだロイターによる株式売買による巨大な利益だったといわれる。こうした情報は公的な情報でない場合でも、その用途に制限が加えられることがある。インサイダー取引が罰せられるのは、市場の公正という公共性が損なわれるからだ。

また、政府など公的機関の支配下にある情報が勝手に放出されると、この場合も広い意味で公益を損なうから、職員には守秘義務が課せられる。一方で、情報の透明性とプライバシーの保護は、二律背反の関係にありながら、ともに尊重していかなくてはならない価値基準としてある。

そうしたとき、漏洩者の個人的な倫理とは別に、意図に反して公開された情報が組織の論理や個人のプライバシーを越えて、もうひとまわり大きな共同体の利益になるなら、その情報の流出には、肯定的な意義が認められるかもしれない。つまり、新しい公共の形成に積極的な関与がある場合だ。

秘匿されている情報は知的財産権の性格を帯びているが、公開の知的財産である著作権と比較してみよう。著作権にも公益とのバランスを図るため、一定の制限がある。公正な引用は自由に行えるし、オープンウェアのソフトウェアのように、著作権を初めから主張しない知的財産もある。これらの集合はコモンズ、つまり公共財産である。

情報開示の利益を得る公共は、地域や一国を対象としたものではなく、インターネットにアクセス可能な国際的な公共性を視野に置かなくてはならない。エイズなどの治療薬を最貧国でも入手可能とするため、知的財産権の特許に例外となる強制実施権を一定限度で容認するまでには、WTO（世界貿易機関）の設立から数えても 10 年を要している。私益と公益のバランスの変更は、それだけ容易でないのだ。秘匿されている情報の開示が国際公共性の観点から容認されるには、同様に長い議論と試行錯誤が必要と思われる。

インターネットという仕組みが現代の価値体系に大きなゆさぶりをかけている。その揺れがおさまるのにどれだけの期間が必要か予測がつかないが、特定集団の権益を平準化していく使命を託されているのがインターネットだとすると、当面は情報の流失を恐れるよりも、節度ある発信を心がけていくべきであろう。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）